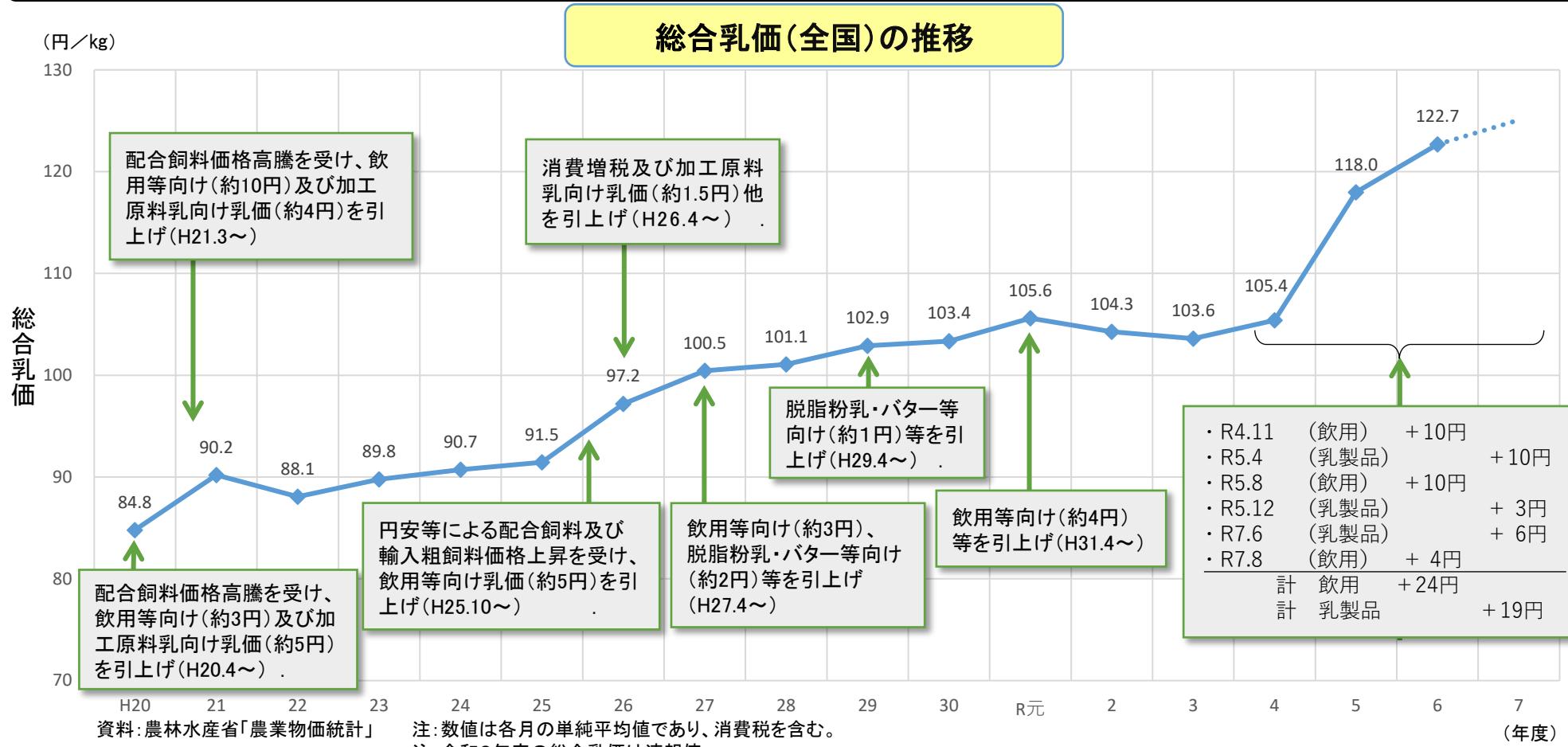


- 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- 令和4年度からは、生産資材価格の高騰を受けて、令和4年11月以降累次引き上げ。

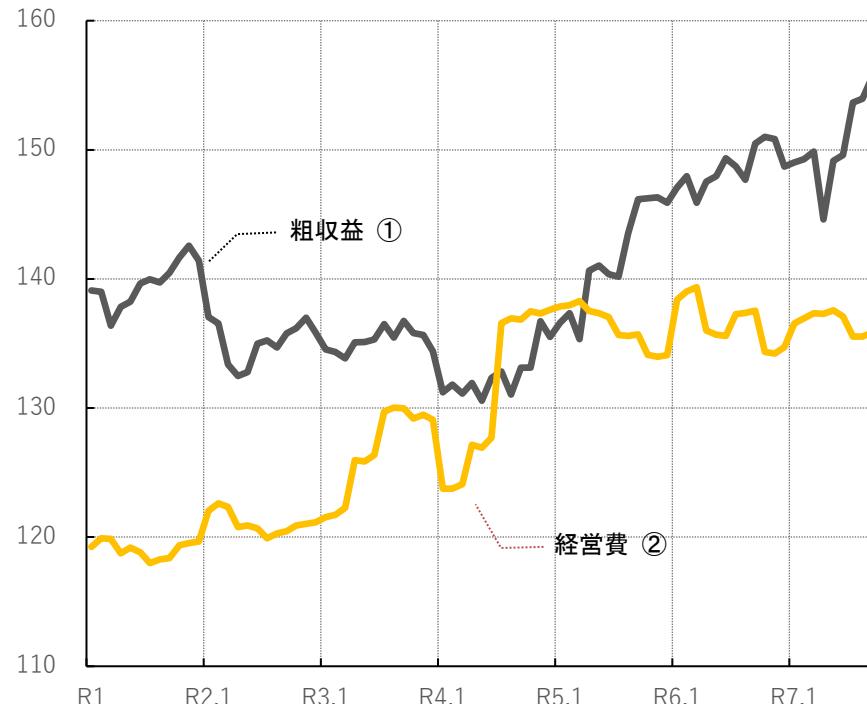


総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

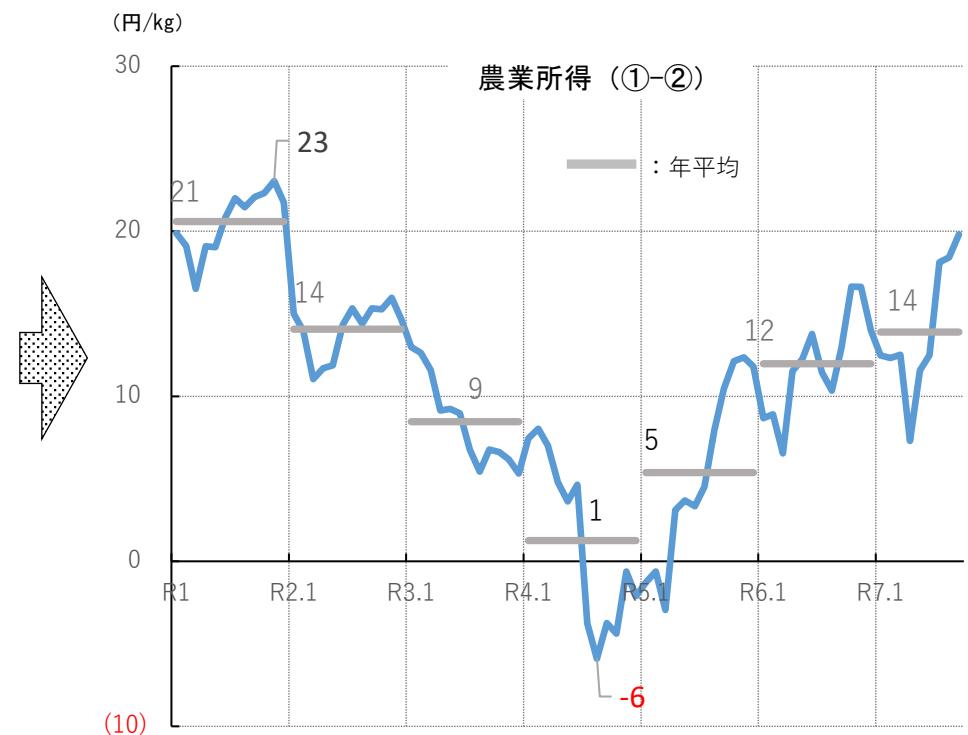
酪農経営収支の推移①

(北海道、搾乳量1kg当たりの試算値)

収入、支出の推移



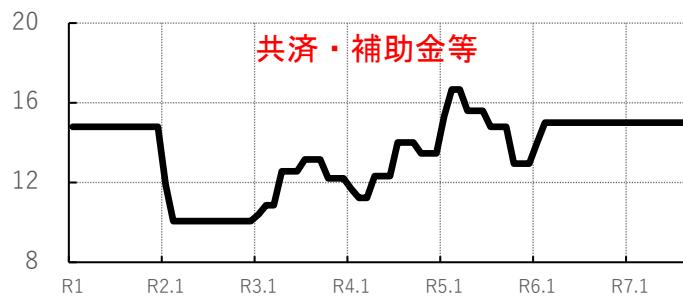
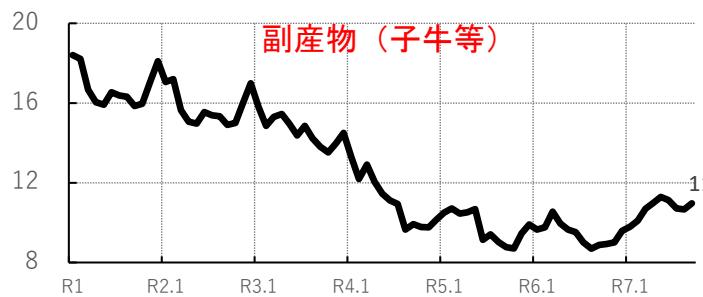
収支差の推移



資料：『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に牛乳乳製品課で作成（R6.1以降は推計値）。

酪農経営収支の推移②

(北海道、搾乳牛飼養頭数約100頭、搾乳量1kg当たりの試算値)



収入・支出に占める
主な項目の割合 (R5年実績)

生乳
78%

副産物
13%

雇人費
8%

運動光熱費
39%

その他
4%

収入

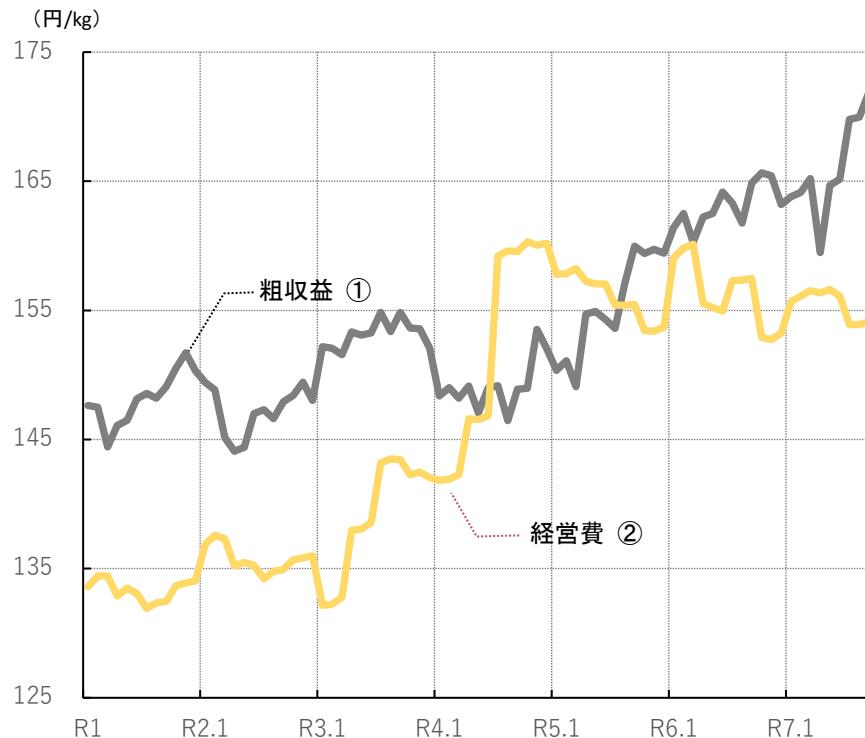


資料:『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成 (R6.1以降は推計値。)

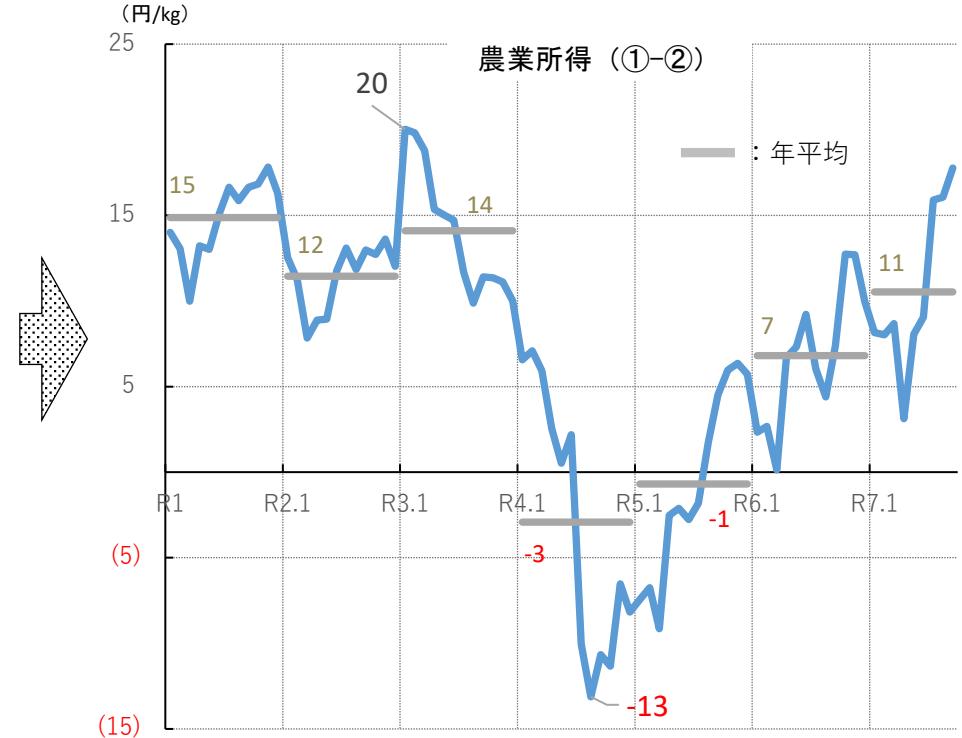
酪農経営収支の推移③

(都府県、搾乳量1kg当たりの試算値)

収入、支出の推移



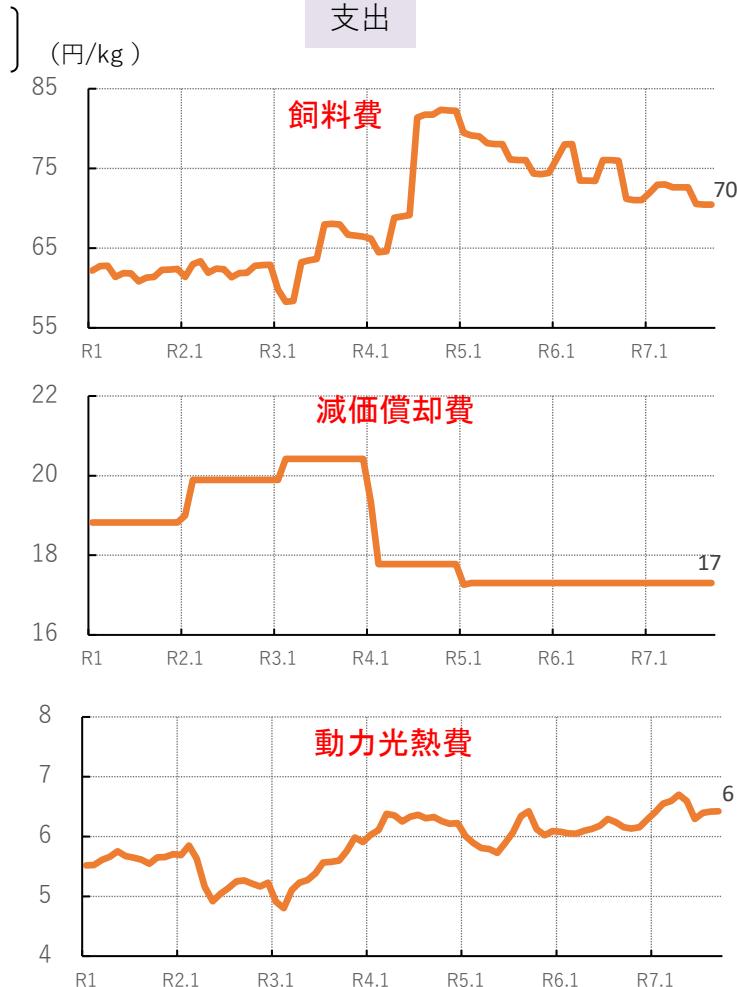
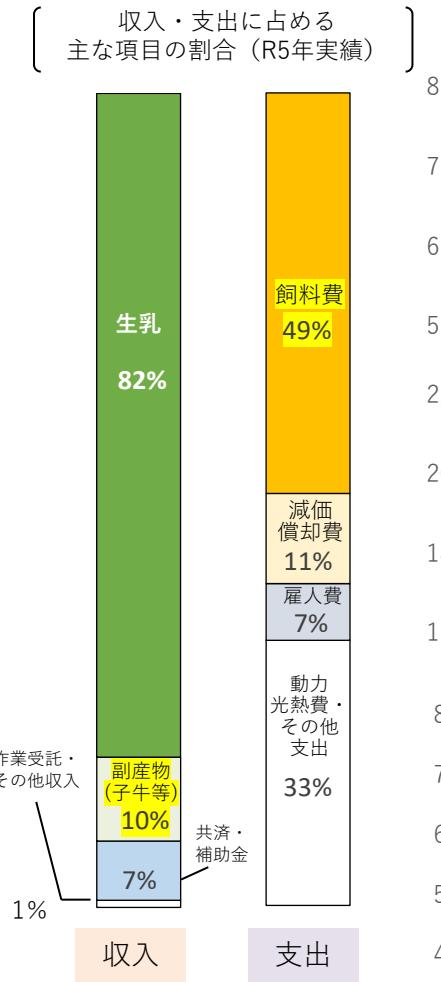
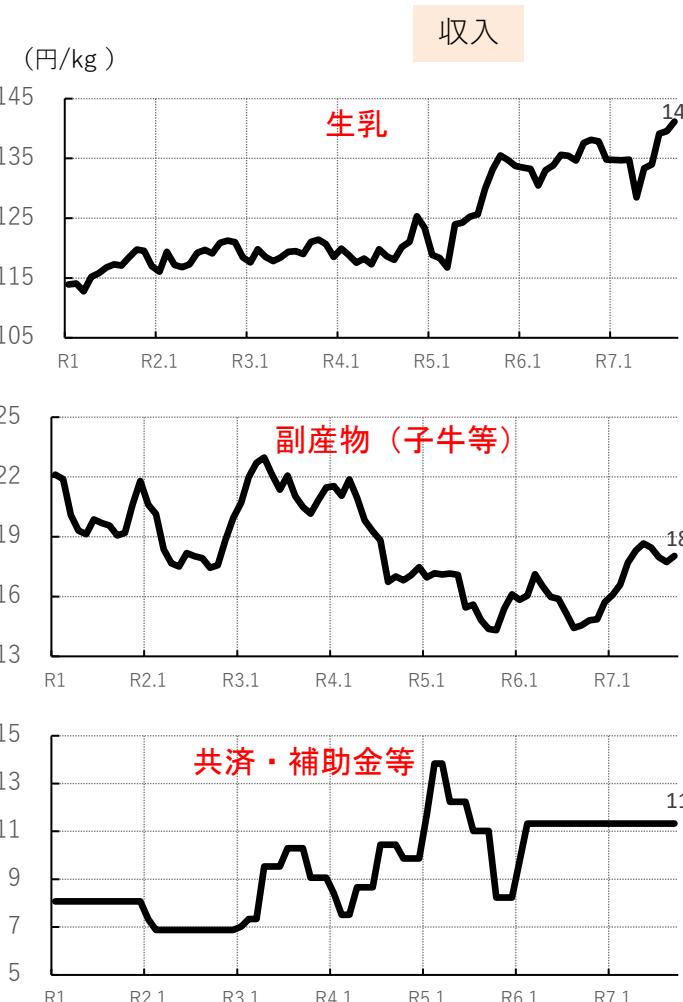
収支差の推移



資料:『営農類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成 (R6.1以降は推計値。)

酪農経営収支の推移④

(都府県、搾乳牛飼養頭数約50頭、搾乳量1kg当たりの試算値)



資料:『農業類型別経営統計』、『農業物価統計』等のR7.9までのデータを基に作成
(R6.1以降は推計値。)

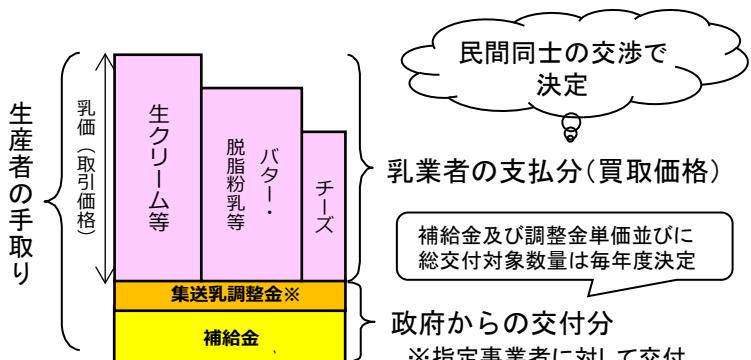
→ 都府県では、北海道と比べると収入に占める副産物の割合が大きい。
また、支出に占める飼料費の割合が大きく、輸入飼料への依存が相対的に高いことを意味。

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出により補填。

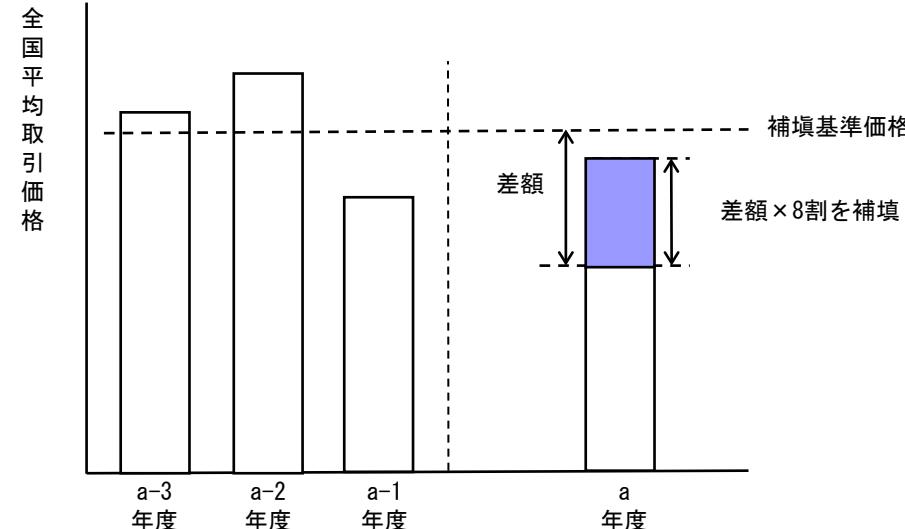
加工原料乳生産者補給金制度

令和7年度

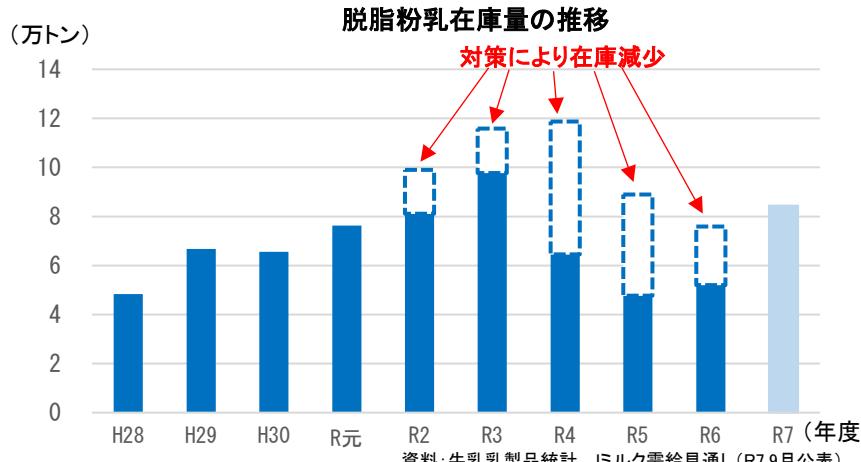
加工原料乳生産者補給金単価	9.09円/kg
集送乳調整金単価	2.73円/kg
[関連対策	0.08円/kg]
総交付対象数量	325万トン
[関連対策	18万トン]
	343万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業



酪農経営の安定のための乳価交渉の環境整備と経営危機への備え

1. 需給改善による乳価交渉の環境整備を継続し、
関係者の参加も拡大

- 酪農経営は、需給改善を通じた乳価の安定により図っていくことが基本。
- この数年間、生産者、乳業者、国が負担し合い、子牛用ミルクへの仕向けや新商品開発などの需要拡大・脱脂粉乳在庫の削減を通じて需給を改善することにより、乳価引上げの環境を整えてきた。
- この取組への参加を、国の主要な補助金事業への申請要件(クロス・コンプライアンス)とし、拡大。

この2年間の乳価引上げ

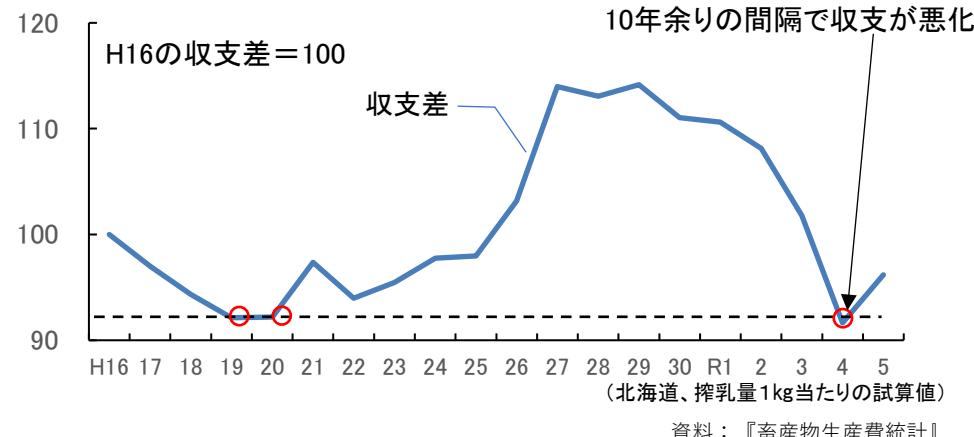
- ・R4.11(飲用) +10円
- ・R5.4(乳製品) +10円
- ・R5.8(飲用) +10円
- ・R5.12(乳製品) +3円
- ・R7.6(乳製品) +6円
- ・R7.8(飲用) +4円

乳価引上げによる収入額増加効果

$$\begin{aligned}
 &\text{飲用} : 390\text{万トン} \times 24\text{円} = 936\text{億円} \\
 &\text{乳製品} : 340\text{万トン} \times 19\text{円} = 646\text{億円} \\
 &\text{計} \quad 730\text{万トン} \quad \text{計} \quad 1,582\text{億円}
 \end{aligned}$$

2. ナラシを拡充し、10年に一度の経営危機へも備え

酪農経営収支差の推移

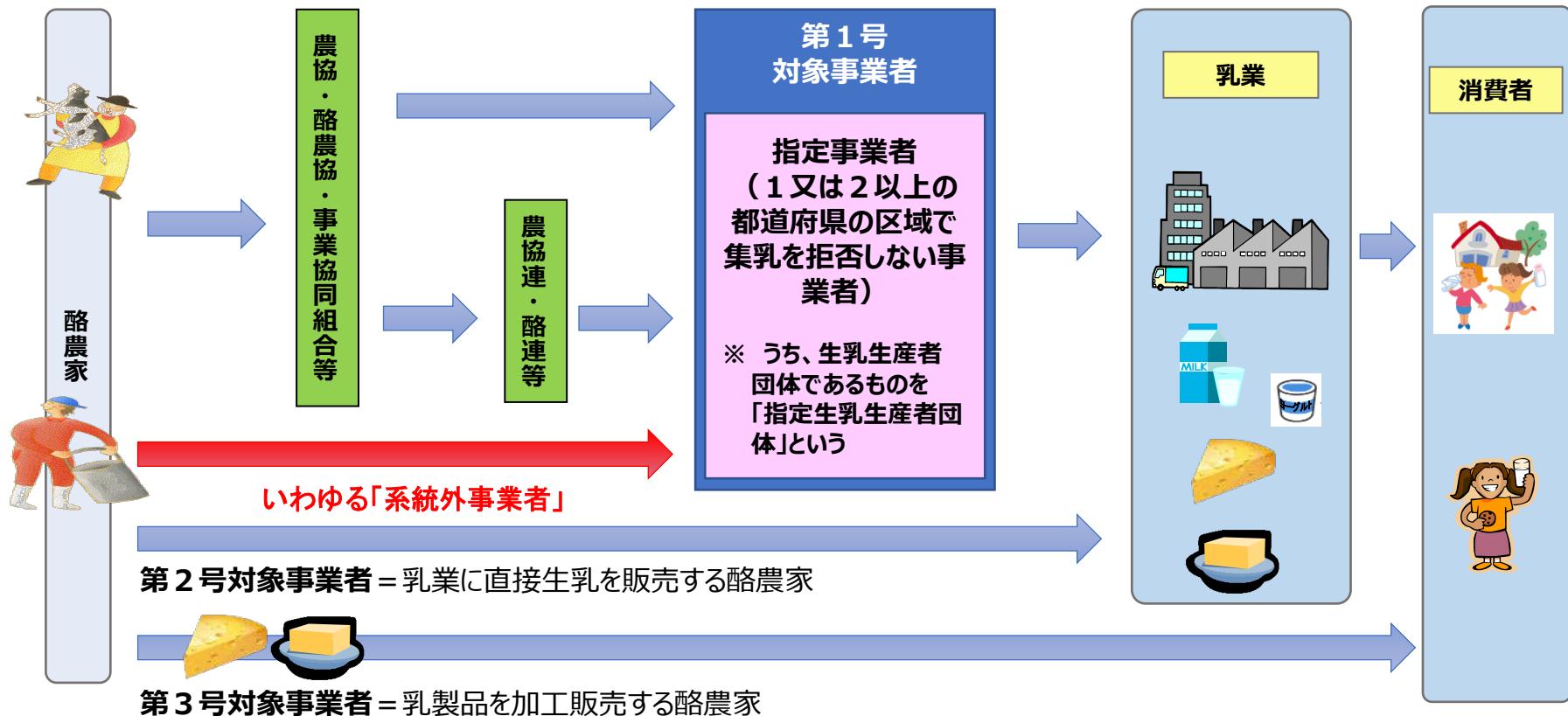


- 相対取引により生産者乳価が決まるため、公的支援の方法によっては乳価引き下げを誘発。
- これが起きないよう配慮しつつ、今後、先ずは、加工原料乳生産者経営安定対策(ナラシ)のメニューを拡充し、危機に備えて内部留保を高めていく取組を広げていく。

令和7年度概算決定において、制度設計、システム構築等上記検討に必要な経費を計上

→ 上記に加え、中長期的には、飼養技術の向上や経営診断の活用などを通じて生産性の向上・経営の高度化を図りつつ、国産飼料など経営資源に見合った安定的な経営体を実現していくことが重要

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者（第1～3号）** は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は**「指定事業者」として指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、 消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。

→飲用牛乳の需要が落ちる冬でも、原料となる生乳を引き取ること。

2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。

用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。

→飲用牛乳の需要が落ちる冬には飲用牛乳の投げ売りが生じやすい。

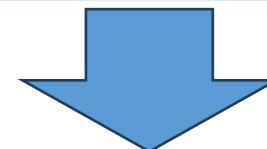
売れない飲用牛乳分の原料となる生乳は、乳製品に加工すること。

3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。**全国的な対策**への関係者の参加。

→全ての関係者が全国協調対策※に参加すること。

〔※ 生産者団体と乳業が負担し合う形で実施している、原料となる生乳の需給環境を改善するための取組。〕

例えば、脱脂粉乳を子牛のミルク用に仕向け、脱脂粉乳の在庫を削減。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じて促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

- 生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等。

令和6年冬までの取組

(1)畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- 需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- 翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定することが可能となるよう省令改正を実施。

更なる課題

- 季節変動に沿った数量で取引契約が結ばれているが、期中に出荷先を一部変更する等契約を違反する生産者がいる。
- しかし、一般的に出荷数量は暑熱や分娩のタイミングでも大きく変動するため、こうした生産者に数量の変動のみで違反を問い合わせにくい。

令和6年冬以降の対応方向

- 指定団体が契約違反への対応を強化するための省令改正等を実施(令和7年4月改正済み)
 - 生産者に事情の説明を求め、期中の出荷先の変更等にはきちんと契約違反を問えるよう運用を明確化する
 - その上で、契約違反を繰り返す生産者からの翌年度分の取引の申出は拒むことができるようにする等

(2)系統及び系統外との需給調整に関する
情報交換会の積み重ね

- 生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- 令和6年冬まで情報交換会を8回実施し、飲用の投げ売り防止のため加工が重要であること牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組があること等を議論。

- 投げ売り防止のための不需要期を中心とした加工仕向け先の確保・拡充

- 需給調整施設の整備を支援する事業を措置(令和6年度補正予算)
- 稼働率向上にも資する既存加工施設の融通について議論

- 脱脂粉乳在庫低減対策等、全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加

- 令和7年度から、全国的に必要な取組への拠出を、幾つかの主要な補助事業への申請要件とする措置(クロスコンプライアンス)を導入

(3)令和7年4月の酪肉近への反映

上記(1)(2)も含め、需給調整の在り方等に係る今後の取組を整理・議論し、酪肉近に反映(令和7年4月の酪肉近に反映済み)

○主要な酪農関係の補助事業の交付を受ける際に、**全国的な需給安定の取組への拠出をしていること等を要件とする「クロスコンプライアンス」を令和7年度から段階的に導入。**

1 対象となる補助事業

- ・以下の8つの事業を軸にクロスコンプライアンスを導入。
 - ①国産チーズ生産奨励等事業
 - ②生乳流通改善緊急事業
 - ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
 - ④中小酪農等対策事業
 - ⑤酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
 - ⑥乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
 - ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
 - ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

注1:令和7年1月時点に措置されている事業のうち、コンプライアンスを導入する可能性のある事業を例示しているもの。

注2:上記に記載のない補助事業(飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛产地支援等)については、今後、事業の実施状況等を踏まえて、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討

2 申請時の提出書類

- ・クロスコンプライアンスの対象である補助事業への申請時等に、**チェックシート(又は申請様式にチェックを行う)を補助事業者に提出**
- ・補助事業者が、生乳出荷全量に対する拠出実績を確認できない場合、伝票(乳代精算書、拠出金の領収書、請求書)の提出を追加的に求める(これを拒否した場合、要件を満たしていないと判断。)

3 拠出先事業

- ・令和6年度中に拠出先事業を指定予定。
(Jミルクの脱脂粉乳対策事業を想定)

4 拠出要件の詳細

(1) 令和7年4月以降、申請する場合

[対象事業:1の①～④の事業]

- ・拠出の意思を有していること等が交付の要件。

(2) 令和7年12月以降、申請する場合

[対象事業:1の①～⑦の事業]

- ・補助事業の**申請月の前々月までの12か月分の全出荷乳量**に基づき、継続して拠出していることが交付の要件。

〔令和7年4月から9月まではクロコン導入の移行期間とし、
令和7年10月以降の拠出実績が確認対象。〕

